

**「医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置」
見直し反対・国の責任で「健康手帳」交付を求める
厚生労働省・復興庁・環境省との交渉の記録**

日時:2025年6月26日 13時半～15時半

場所:参議院議員会館 B106会議室

政府側出席者

厚生労働省:

保険局国民健康保険課企画法令係 久保田 裕

老健局介護保険計画課 企画法令係 本田 幸聖

健康・生活衛生局総務課原子爆弾被爆者援護対策室

援護予算係長 伊豆倉 瑛司

労働基準局補償課職業病認定対策室

中央職業病認定調査官 高橋 和磨

労働基準局補償課職業病認定対策室

放射線障害係長 堀田 早紀子

労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者

健康対策室 中央放射線管理専門官 吉田 令

復興庁:

被災者支援・医療福祉班/厚労省リエゾン参事官補佐

乙井 慎太郎

環境省:

大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当参事官室

参事官補佐 望月 武

大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当参事官室

参事官補佐 田村 正志

大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当参事官室

参事官補佐 佐々木 広視

大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当参事官室

係員 下池 綾

大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当参事官室

係員 松本 頼明

大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当参事官室

参事官補佐 小沢 寛倫

参事官補佐 田村 正志

参事官補佐 澤田 拓哉

係員 清水 賢

内閣府:

原子力被災者生活支援チーム 参事官補佐 北村 涉

市民側参加者:約37名

紹介議員:福島みずほ 社民党参議院議員

(注:この記録はチェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西の責任で録音を文字再生したものであり、発言者によるチェックを受けたものではありません。)

【福島原発事故被害者からの挨拶】

司会(振津):福島からも、今日はたくさんいらっしやっているので、代表して、「福島原発事故被害か

ら健康と暮らしを守る会」の事務局長の、佐藤龍彦さんから少しご挨拶していただいたうえで、皆さんの方からご回答をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

佐藤:このような場を持っていただきましてありがとうございます。私は今日の10団体の政府交渉の呼びかけ構成団体の「健康と暮らしを守る会」の事務局長をしております、佐藤ともうします。えー、今回は政府が一方的に実施した医療費の減免措置の段階的な廃止を契機に、復興のあり方に疑問を呈し、3年前に被害者目線による被害者に寄り添うためにつくられた住民組織です。

国に求める課題は、医療費減免措置の継続、国の責任による健康手帳の交付、そして完全賠償であり、いずれも生活再建や生業の復活、放射能から健康を守ることからして、原子力災害による甚大な被災を受けた被害者に欠かすことのできない「国の果たすべき責任」要求です。

被害の実相は地域間に格差はありますが、懸命な復興努力にも関わらず、今に続く帰還困難地域や、関連死や高齢者の衰退、帰還者数が芳しくない現状、帰れない、帰っても住めない、作物等が作れない地域が多々ある現状を直視しなければなりません。国は、低線量被ばくによる健康への影響懸念や、長期に及ぶ廃炉への不安を抱えた中で、安全、安心のできる地域社会を取り戻す責任と義務があります。

復興のあり方には異議があります。現在の復興は住民の意思決定、参画を省いた復興、箱もの、企業誘致型従来復興に映っています。先細りする復興予算、配算の下で真に被害者に寄り添う復興のあり方や持続可能な恒久的な地域づくりを目指す視点が不可欠です。

国は福島の悲劇を顧みずに国のエネルギー原発政策を縮小から最大限活用へと変え原発再稼働、60年経過老朽原発の稼働等に大きく舵を切りました。そして福島事故被害の国の責任や「ホショウ」を打ち切り、福島を忘却の彼方に追いやる術を強めています。福島の悲劇を繰り返す懸念と責任が欠落している東京電力に再稼働の資格はありません。

私たちは、国の次年度予算、概算要求、そして向こう5年間の復興予算に被害者の意見を反映したく、例年この時期に県及び政府交渉を行っています。これまでも全国からの署名提出と併せて、政府には「別紙の公開質問状」を提出し、1. 医療費等減免

措置削減・廃止への反対 2. 「被爆者援護法」に準じた新たな法整備、国による「健康手帳」交付を求める 3. 低線量被ばくの過小評価・切り捨て批判、政府の事実上の「統一的見解」でもある「統一的基礎資料」の改正（INWORKSをはじめ低線量・低線量率被ばくの健康リスクの確認）を求め、福島事故被害者等の健康保障を求める 4. 帰還困難地域の活動自由化反対 5. 福島での「公聴会」の開催を求めます。

被災者に寄り添う前向きな回答及び真摯な意見交換ができることを望みます。

最後に原発事故から今日までここ、からだ、くらしの復興を願い、志し半ばにして黄泉の世界に旅だった幾千人の被害者が、地底から憤怒の声を挙げていることを述べ挨拶とします。本日は宜しくお願い致します。

【公開質問状への省庁の回答】

司会：福島の多くのみなさんの思いを、しっかり受け止めていただいて、みなさん、ご回答いただけたらと思っていますところ。早速、まず、全部回答してもらって、それから意見交換をしたいと思います。質問は読まなくても結構ですので、1番から行きますが。前提として、この四角の所に囲ってある基本原則ですね、政府としては、「国策の被害者である福島原発事故の被害者に対して、最後の最後まで、前面に立って、全ての課題に対して、正面から取り組んでいく」と。その思いを受け止めていただいて、ご回答とやりとりをしていただけたらなあと思います。そしたら、1. はどなたでしょうか。

1. **福島原発事故被災地では未だ「復興」には程遠い現実があります。「医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置」(医療費等減免措置)は、事故から14年経っても生活再建の渦中にある被害者にとって「命綱」です。それにもかかわらず政府が「医療費等減免措置」削減・廃止を強行していることに強く抗議します。「国策による被害者」に「最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応」という「基本原則」に立ち返り、被害者が直面している「すべての」課題を直視し、被害者の声を直接聞き、その実態に基づいて、医療費等減免措置の見直し方針を撤回し、支援を継続すべきです。[厚労省・復興庁・環境省]**

司会：別に名前を言っていたからといってご迷惑をかけることはありませんので、お名前と所属を言っていたから発言をお願いします。その

部署を代表してここに来ておられると思いますので、そんな形でご回答をお願いします。1. (1) からですね。

(1) 「医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置」見直し・廃止の方針は、「原子力災害対策本部方針」の「基本原則」に反します。これを確認した上で、これを撤回し、支援継続すべきです。さらに対象者を全ての原発事故被害者に拡大すべきです。いかがですか。

厚労省：厚生労働省保健局国民健康保険課の久保田と申します。1番の(1)から回答させていただきたいと思います。(1)につきしましては、原子力災害の被災地における医療・介護保険料等の減免措置につきましては、避難指示解除後も長期にわたり減免措置が継続されるなど、被保険者間の公平性の観点から課題があり、令和3年3月に閣議決定された、第二期復興創成期間以降における、東日本大震災からの復興の基本方針においても、被保険者間の公平性の観点から、避難指示解除の状況を踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置をこうじながら、適切な見直しを行うと、されていたところです。これらを踏まえ、復興庁と厚生労働省で、福島県内の12市町村を訪問し、復興の基本方針に基づく考え方について、市町村長や市町村の担当者と意見の交換の機会を設けるなど、これまで様々な機会を通じ、ご意見を伺ってまいりました。その中では、見直しを行う場合には、十分な経過措置をとること、また、避難指示解除時期に応じて細かくグループ分けをして、施行時期に配慮すること、また、急激な負担増とならないよう、保険料と窓口負担の見直しを、同時ではなく段階的に見直すこと等のご意見がありました。こうしたご意見を十分踏まえつつ、復興庁・厚生労働省において、継続して12市町村のご意見を聴取しながら具体的な見直し案を検討した結果、被保険者間の公平性の確保と十分な経過の措置の観点から、避難指示解除から10年程度で特例措置を終了をすること、避難指示解除の時期にキメ細かく配慮する観点から、対象地域を、避難指示解除の時期に応じたグループに分けて施行時期をずらすこと、急激な負担増とならないよう激変緩和措置を講ずる観点から、保険料2分の1援助の措置の段階を含め複数年かけて段階的に見直しをすること、適切な周知期間を設ける観点から、令和4年度は周知期間として、令和5年度から、4グループの最初のグループから、順次、行われていくとし、以上を最

最終的な見直し内容として決定したところであり、本見直しの趣旨についてご理解いただきたいと思いますと考えております。なお、現行の国民健康保険制度等においては、所得の低い方に対する保険料の負担軽減措置や、医療費等の負担上限額を設けるなどの措置がこうじられており、被保険者の負担について引き続き配慮がおこなわれます。さらに、個々の事情に応じて納付相談や減免の実施など、キメ細やかな対応が行われるよう、市町村に対し周知してまいります。

- (2) 政府は、2023年に医療費等減免措置の削減を開始する前は自治体の首長から話を伺ったとの説明でしたが、その後、現地に赴いて、当該の自治体や住民の声を直接聞き、減免措置削減が被害者の生活に実際にどのような影響を及ぼしているのか実情把握をされましたか。したのであれば、いつ、どこで、どのような内容を把握し、また、「基本原則」に沿って、どのような対応が必要だと考えていますか。

司会：引き続き(2)(3)とお願いします。

厚労省：(2)番につきましても、原子力災害被災地域における、医療介護保険料等の減免措置の見直しの方針決定にあたっては、復興庁と厚生労働省においては、住民のみなさんに身近な存在である、福島県内12市町村を直接訪問し、復興の基本方針とその考え方について、市町村長や市町村の担当者と意見交換の機会を設けるなど、自治体を通じて皆さまのご意見を伺ってまいりました。そのうえでこうした皆さま方の、ご意見を十分反映しながら、こうした仕組みを決定したものととなります。(3)について申し上げます。

司会：ちょっと。(2)は、そうではなくて、あの、その後ですね、この制度が、いわゆる私たちは「切り捨て」と言っているのですが、それが始まってから以降、現地へ行って、自治体、あるいは住民の方々の声を聞きましたか？という、そういう質問なんです。今のでは答えになっていない…。

厚労省：あ、23年以降では…。

司会：ないですか？

厚労省：ない、ない。

司会：行ってないですか？少し前に、

厚労省：はい。

司会：実情を聞きには行ってない？

厚労省：厚労省国民健康保険課としては。

司会：はい、わかりました。次行ってください。

- (3) 東日本大震災における被害者支援で、特に避難指示区域等での医療費等減免措置は、自然災害のみの被害とは違って「原子力災害」では「中長期的な対応が必要」であるからこそ10年以上にわたって継続されてきました。これらの地域での医療費等減免措置は、原発事故被害という「特別の理由、事情」に置かれている事故被害者に対して、各健康保険法に則って行われている支援です。……

もし、①～⑫に及ぶ「特別の理由や事情等」のすべてが消失・解決したと判断するのであれば、その客観的データに基づく根拠を①～⑫のそれぞれについて具体的に示して下さい。それができないのであれば、健康保険法の趣旨にも反する減免措置廃止方針を撤回して下さい。いかがですか。

厚労省：(3)につきまして。原子力災害被災地域における医療介護保険料等の減免措置につきましては、避難指示解除後も長期にわたり、減免措置が継続されるなど、被保険者間の公平性の観点から課題があり、令和3年3月に閣議決定された、第二期復興創成期間以降における東日本大震災からの復興基本方針においても、被保険者間の公平性の観点から、避難指示解除の状況を踏まえ、適切な周知期間を設け激変緩和措置を講じながら適切な見直しを行うこととされたことを踏まえ検討を進めたことであり、「特別の事情に置かれる事故被害者に対して行われている支援」とは内容が異なってまいります。本見直しの趣旨については、なにとぞご理解をいただきたいと思いますと考えております。

司会：えっと、「健康保険法ではない」という事ですか。今のご回答は。趣旨が違うとか？

久保田：今回この。減免等させていただいておりますのは(3)に書かれております、「特別の理由」の事情での交付、①から順番に(番号を)付けてもらっているところの内容とはまた別で、というような形で考えておりますので、

司会：んー、後で意見交換しましょう。ちょっと私たちのとは違うというか、法律には基づいていないご発言だと思いますので。じゃあ次、(4)お願いし

ます。

- (4) 上記のように、いまだ「特別な理由・事情」「支払い困難な状況」が続いているにも関わらず、「被保険者間の公平性等の観点」を理由に減免措置を廃止するのは法令違反です。政府が主張する「被保険者間の公平性等の観点」は、原発事故被害者の「特別の理由、事情」の解消とは関係のない問題であり、減免措置廃止の理由にはなりません。そもそも原発事故によって「被保険者間の公平性」が失われ、原発事故被害者に「特別の理由、事情」が発生したのであり、その状況が継続している限り、減免措置を廃止することは法令違反です。いかがですか。

厚労省：(4) につきましては、(3) でお伝えさせてもらっていましたとおり、「特別の理由、事情」におかれている事故被害者に対して行われている支援」とは異なっていますので、被保険者間の公平性の観点を理由に、減免措置を廃止するのは、法律の違反になるとは考えておりません。1. について、以上でございます。

司会：非常におかしいかなと思いますけど、やり取りは後でします。どうもありがとうございました。これは復興庁さんは特に言う事はないでしょうか。

復興庁：そうですね。今、国保課の方からもですね、23年度までは国保課のほうでフォローしていただいていたことですので。ひょっとしたら、これ、今回の減免措置に限らずですけども、被災地の担当者も置いて、とかいう厚生労働省の全体で常に意見交換検討をさせていただいて…。

司会：もうちょっとゆっくり喋ってください。

復興庁：23年以降の当然、復興施策全体ということですけども、こういったことも含めて、市町とはですね、常に市町ですね、12市町村とではですね、やり取りをさせていただいているところではございます。

長澤：住民とのやり取りはしていないんですね？

復興庁：住民と言いますか、役場とか、団体とかですね、様々な会合でやらさせていただいているという事でございます。

司会：23年以降も、市町村とやり取りされているのですね？

復興庁：それは、復興施策全体でですね。ということです。

司会：この医療費減免措置の廃止について、その後どうなったかとか、そういうようなお話し合いはされたんですか？

復興庁：あ、はい。市町村からですね、要望も随時ちょうだいしております。来週も、具体的に言うのはアレですけども、某町から、12市町からご要望をいただきますけれども、その中で特段これがその、うーんと、ま、去年の段階まで丁寧でですね、保険料（？聞き取れず）こちらでやってまいりましたので、それ自体はご理解いただいているものというふうには思っております。特段要望の中で、ですね、これについて聞いているということはございません。丁寧にやってほしいということはございます。

司会：ま、あとで言ってもらったらいいかと。檜葉なんかからは、意見書が出たりしていたと思いますけど。あの、全部言っていたからやり取りしますね。

復興庁さんは、その後も丁寧に、市町村とやり取りをしていますということで。これを現場は（住民は）どう考えているかという事は、また後でお話はさせていただきます。

ただ、今の所、特段その話は出ていないよ、という、そういうことなんですね。

復興庁：はい。

2. 国策で進めた原発で重大事故を起こし、多くの人々が追加被ばくを強いられ、生涯にわたる健康リスクを被り、健康と生命に対する基本的人権を侵害されました。したがって、国の責任で全ての福島原発事故被害者に生涯にわたる医療・健康保障を行うべきです。そのために、政府には被爆者援護策の経験を活かし、「健康手帳」交付など「原爆被爆者援護法」に準じた、福島原発事故被害者のための「新たな法整備」を行うよう求めます。〔厚労省、復興庁、環境省〕

(1) 「厚生労働省健康・生活衛生局総務課 原子爆

弾被爆者援護対策室」への要請：

政府内でいずれの省庁が所管するかにかかわらず、私たちは、上記の通り、国の責任で「健康手帳」を交付し、生涯にわたる無料の医療・健康管理等の保障を行うべきだと考え、そのために、「被爆者援護法」に準じた新たな法整備を行うように政府に求めています。私たちが今後も、福島原発事故被害者のための「被爆者援護法」に準じた「新たな法整備」を政府に求めるにあたり、厚生労働省のこれまでの原爆被爆者援護策を学ぶことは非常に重要です。厚生労働省健康・生活衛生局総務課・原子爆弾被爆者援護対策室の担当者から、現行法に基づく被爆者援護策について、その具体的内容、実施状況、今後の課題等の説明を、私たちとの話し合いの場にご出席の上、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

司会：そういうことだそうです。じゃあ次は、2. です。これはどなたでしょうか？

厚労省：厚生労働省の健康生活衛生局原子爆弾被爆者援護対策室の伊豆倉と申します。2. (1) 援護法に基づく被爆者援護策ということで、具体的内容と実施状況、今後の課題等ということでご説明をさせていただきます。原爆被爆者施策につきましては、被爆者が受けた放射能による健康被害による、他の戦争被害とは異なる特殊の被害があることに鑑み、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、被爆者援護法に基づき、医療の給付、手当の支給等の措置を講じております。被爆者の範囲といたしましては、原爆の被爆等、原爆が投下されたときに、広島長崎市内、または一定の隣接地域内において直接被爆した方、また二週間以内に爆心地から2kmの区域内に立ち入った方、などが被爆者の範囲として該当しまして、その方々に対して、被爆者健康手帳が交付される事となります。令和6年3月末現在で、被爆者健康手帳の所持者数は10.6万人、平均年齢が85.58才という事になっております。

援護措置といたしましては、医療の給付、また各種手当の支給、健康診断の実施、介護保険サービス利用料への助成などの福祉事業の実施、といった内容を実施をしております。

今後の課題といたしまして、今年は戦後80年ということもございますが、長い年月が経過いたしまして、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が被爆の体験を伝える機会が減少していく中で、被爆の実相を次世代に継承していくことが課題となっております。このため、国で設置している国立原子爆弾被爆者追悼

平和記念館において、広島市長崎市等に養成や研修している被爆体験の伝承者や証言者等を、国内国外に派遣する事業を実施しているところがございます。概要といたしましては以上となります。

司会：えーと。ずいぶん簡単に。皆さんの資料に、少しだけホームページから引用したのがありますので、また見て下さい。福島との関係では、いわゆる「黒い雨」被爆者の方々にも「手帳」が交付されるようになったことも非常に重要なと、私たちは（考えています）。まあ、11疾患がないとダメとか言うのは問題だと思いますけど。戦後何十年経っても、こういうことがあるというのも課題かなあと、私たちとしては思います。

やっぱり今やっているような本当に重要な施策を、福島のみなさんの、今後の健康管理にも役立てていただきたいなど。前回出てきてくださった方は、環境省の方から、もし要請があれば、いろいろ、原爆対策課からもアドバイスしますよと言って下さっていたので、それは、そういう事なんですね。

伊豆倉：はい。そちらについては、変わりません。

司会：はい。じゃあ、引き続き、それを受けたうえで、(2) の1) 2) 3) 。お願いします。環境省さんですかね。

(2) 厚労省・環境省・復興庁への要請と質問：

- 1) 環境省の担当者は、厚労省による原爆被爆者援護の経験を積極的に学んで取り入れ、福島原発事故被害者の健康管理と医療保障を具体的に推進すべきだと考えますが、いかがですか。2024年6月21日の話し合いで厚労省の担当者からは「環境省の方からの要請があれば対応していきたい」との回答がありましたが、厚労省に何らかのアドバイスを求めましたか。【環境省】

望月：環境省の環境保。。。の望月と申します。

大賀：聞こえませんが。

環境省：環境省の環境保健部参事官室の望月と申します。よろしく願いいたします。では(2)の1)についてご回答させていただきます。電離放射線の影響に関する国連科学委員会UNSCEAR、そちらの方です。2021年に公表した報告書におきまして、放射線被ばくが直接の原因となるような、将来的な健

健康影響は見られそうにないとの報告がされていることからですね。我々環境省の方から、厚生労働省さんの方に具体的な要請を行う事はございませんけれども、政府一体となって東日本大震災からの復興に取り組んでいるところでございます。また、環境省では、放射線の健康影響に関して、不安に思っている方々に対してですね、答えることが大変重要と考えておりまして、引き続き、福島県の県民健康調査への支援や、放射線健康管理、健康不安対策に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

司会：今のは、1) ですね。UNSCEARが将来的に被ばくの影響はないと言ったからといって、不安対策だけで、環境省は、厚労省に対してアドバイスは求めませんでしたと。で、2)、厚労省さんとしてはどうですか？

2) 厚労省としては、現時点で「所管ではない」としても、原爆被爆者の医療・健康管理棟の長年の経験から、同じく「放射線被ばくによる健康影響の可能性のある」福島原発事故被害者の「健康影響に係る長期にわたる医療保障を含む対応」を現在所管している環境省に対して、国民の健康を守る厚労省の立場から「省庁の垣根」を越えて、受け身ではなくより積極的にアドバイスや協力をするべきだと考えますが、いかがですか。[厚労省]

厚労省・原爆対策課：こちらにつきましては、先ほどお答えしていた通り、前回、要請があれば対応していきたい。という回答が、前回していたかと思えます。こちらから変更はないという事になります。

3) 厚労省の原爆被爆者援護の経験と成果を活かし、福島原発事故による放射線被ばくを強いられた被害者に対して、医療・健康保障をはじめとする国の援護策を行う「新たな法整備」の検討を早急に、具体的に開始してください。「厚労省・復興庁・環境省連携して、担当部署を決めて対応できるよう」(2022年11月29日の話し合いでの回答)、改めてご検討ください。「話し合いのテーブルに付いてほしい」(2023年12月19日の交渉での「福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会」紺野会長の発言)という「国策による被害者」の声に伝えてください。いかがですか。[厚労省・環境省・復興庁]

司会：はい、ありがとうございます。非常に心強い

と思いますが、じゃあ後、環境省さんにしっかりやっていただくしかないかなという気がしますが。では、3) これは、ずっと言ってるんですけども。環境省さんの今のお返事だとなかなか進まない気がします。とにかく、話し合いのテーブルについてほしいと！「国策による被害者に対して、最後の最後まで対応します」という原則に基づいて。いまおっしゃったような事は、どうなんだという事ですね。どうですか？環境庁さん、復興庁さん。

復興庁：すいません。先ほど、中途半端になり申し訳ございません。復興庁の被災者支援医療福祉課の乙井と申します。あらためてよろしく願いいたします。「新たな法整備」ということで、前々から頂戴しているという事でございますけれども、私共といたしましては、まあ、復興庁中心に、環境省厚労省とも連携しながらですね、被災者のみなさんに寄り添いつつ、必要な施策をして参ったということでございまして。こちらにつき、被災者の方のですね、お気持ちに寄り添いながらということで、気持ちとしては受け止めさせていただきつつですね、そこは、まあ、あの、先ほども申し上げましたけれども、随時ですね、12市町村または福島県からもご要望も頂戴しておりますので、そういった中で、私共としましてはですね、しっかりやっていくと、いう事に尽きるかと思っております。以上でございます。

司会：ということは、12市町村、あるいは、県から要望があれば対応するということですか。今のところないから、しません、していないと、そんなことですか。

復興庁：要望がないから、ない、という事ではございませんが。それは、当然ですね、この間、福島県にもだいた、福島県さんにもだいたいろいろとやっていただいております、ここは復興庁と福島県、また他省庁とも連携してやっていくというところで、まあ要望があつて、それ以外しないという事でございせんけれども、そこは連携しながら、しっかり必要なことをやっていくという事かと思えます。

司会：ということは、私たちも要望の一つだと思うのですけれども。あの、今後の話し合い次第では、テーブルについていただける可能性もあるということですね。あ、ちょっと、いいです、私だけがや

り取りでなく（あとで他の方にも）。
では、一応、そういうご回答です。

3. 政府は最近の疫学調査で、ますます明らかになってきている低放射線被ばくにおける健康リスク、とりわけ 2021 年と 2023 年の国際核施設労働者調査 (INWORKS) の報告結果を受け止めて、放射線被ばくによる健康影響に関する見解を改めるべきです。そして、福島原発事故で放射線被ばくし、健康リスクを受けた「国策の被害者」の健康を、国の責任で保障するよう政策転換すべきです。[環境省・厚労省・復興庁]

1) 「2023年8月以降に、環境省が受託業者 (MRI) に INWORKS 新報告 [INWORKS (2023)] を紹介した後、「令和5年度 統一的基礎資料」の改訂作業

司会：じゃ、次、3. です。環境省ですね。この間ずっと、例の、いわゆる「統一的な基礎資料」についてやり取りをさせていただいて、いろいろありますけれど、最終的には環境省が責任を持つ、改定してできたものについては責任を持つということでしたので。主に、INWORKS をどのように扱っているかという事を、事業者に丸投げでなく、ご回答いただけたらなあということです。

資料沢山つけていて。これは、検討委員会に全部、情報として流して下さっているというふうに、前回の方がおっしゃっていたので。そうなんですか？そのうえで、3. の (1) 1) からよろしく願いします。

環境省：それでは、(1) 1) から、ご回答させていただきます。こちらの方は、質問として前回回答したことに対する点につきまして改めてコメントを聞いてくださいという事で。我々の方で令和5年度の委託業者に確認したところ、令和5年度の改定作業おきまして、「当該論文は喫煙等の重要交絡因子が調整されておらず、因果関係を証明したとはいえない」ものであったことから、令和5年度の検討委員会での詳細な検討を行うまでにはいたらなかった、との回答がございました。つきまして。

司会：ちょっと待ってください。そういう回答を、昨年、交渉の後ですね、追加でやり取りした時に、喫煙の影響というのは間接的にちゃんと証明してるんですけれども、論文読めば専門家はわかると思うんですけれども、それを「間接的だから、直線的

な（線量）効果関係は認められない」という、結論だったと、言う風に回答を得たという事らしいのですが。それに対して、今回は資料もつけてですね、説明も解説もつけて、問い直しているんですけれども。それでも同じ事しか言っていなかったということですか？

あと、原爆の被爆者についても、そういう情報はないので。原爆被爆者についても間接的な証明しかしてないので、それは統一的基礎資料に載せてあるのに、INWORKS の方はだめだという、そこら辺の説明は、全くお聞きになっていただけてないという事でしょうか？環境庁さんどうですか？

環境省：環境省の放射線健康管理担当参事官室の田村と言います。では先ほど、望月のほうからお話が あったとおり、再度、令和5年度の委託者の方に確認したところ、全く同じ回答だという事で、お答えさせていただきます。

司会：その専門家（名前も私全部知ってますけれども）その人たちがそう言っているという事ですね。環境省はそれで納得をしてしまったという事なんですね。

久保：それでいいんということなんですか？そういう回答でいいという事なんですか？INWORK については？

司会：後でやり取りします。環境省がそれ以上、突っ込んでやらなかったという事ですね。令和5年度はそうですね。4) は令和6年度の作業ですね、改めてもう一回議論するべきではないかと、いう事で、去年言った結果がどうなったかですね。

2) 「令和6年度の改訂作業」では、INWORKS の内容が一切反映されていませんが、「専門家委員会」では未だ INWORKS (2021, 2023, 2024) の報告を、国民に知らせるべき重要な科学的知見の一つとして、ちゃんとした検討を行なわなかったのですか。「検討委員会」で検討したのかどうか、検討したのであれば、それに関して委員から出された意見や議論の内容及び、改訂版に一切反映しないという判断に至った検討委員会としての見解はどうだったのかについて、「統一的基礎資料」に最終責任を有

する環境省として、「令和6年度の改訂作業報告書」を確認し、もし報告書に記載がないのであれば、委託企業担当者と面談し、会議資料や議事録等で確認した上で、具体的に説明してください。[環境省]

環境省：では2)についてお答えさせていただきます。INWORKの内容につきましては、事業者の方に伝えさせていただいております。そのうえで、基礎資料の改定作業では、様々な資料を参考にした上で検討を進めておりまして、記載内容は検討委員会で監修されているものと承知しております。それで、環境省といたしましては、検討委員会の確認決定事項も含めた業務実施報告書を、我々は確認し、これを回答の参考に答申をしているというところでございます。

司会：去年もそんなことを言われて、国会図書館で公表されたのが8月になってからなんですけれども。わざわざ確認に行きましたが、その報告書には、いっさい、INWORKSが検討されたのかどうかも載ってなかったし、決定事項しかないの、という議論をされたかとかいうこともわからないような報告書だったのです。今回はもう確認をされたんですね。納品をされているという事は。まだ検索にもかからないです、国会図書館の。どんなことが書かれているのですか。今、手元に持ってらっしゃいますか、その、業務報告書というのは。

環境省：環境省の田村でございます。今、同様の答えになるのですが、昨年度ご指摘のあった、ご確認された報告書については令和5年度のものの、ということよろしいでしょうか。令和6年度のものは、今、望月の方からお伝えした通り、環境省としましては、国会図書館の方に報告書の方、納入しております。で、これがいつ公開になるのかというご質問に関しましては、くりかえしになりますけれども、国会図書館の方に、ちょっと、お問い合わせくだされば、と思います。そちらをご覧になっていただければ。

司会：もちろん見に行きますけれども。今、環境省の方はすでに見たんだったら、こうやって、聞いているんだから、その内容を言っても機密事項でもないし、いいんではないかと思って、途中でお聞きしたんですけど。INWORKS検討しましたとか、喫煙のこ

とが間接的にしか扱われていないからダメですという意見が出ましたとか、そういうことがは、報告書に書いてあるのですか。お読みになったんですね、その報告書。すでに、ご担当の方は。

環境省：えー。昨年度の契約に基づいて報告書が納品された時点で、環境省としては確認しております。確認したうえで国会図書館の方に納本しております

司会：納本はいいですけど、確認したうえで、それはどうだったんですか、という事を質問しているんですよ私たち。それに対する答えが、国会図書館に納品していますというのでは、おかしくないですか。

環境省：それについてはですね。他の国民の皆様と同様に、同じような形で回答させていただいているところでございます。

会場：えー？（会場ざわざわ）

司会：時間がないので。やり取りできませんが。ぜんぜん納得してないですよ。おかしいですよ。答えたくないからそう言っているとしか聞こえませんが。

環境省：そういうわけではなくて、あの、所定の手続きを踏んで、令和6年度の報告書につきましては、国会図書館の方に納本の手続きをしているところでございます。

司会：国会図書館で公開されないと、私たちが聞いても答えていただけないという事なんですか。もう、昨年、その前も、ずっと、INWORKSどうなんだと。こんなに重要な、国際的な、大きな大規模被ばく調査で、ICRPも関心を示しているようなものについて、国民に知らせるのは当然のことだと思うんですけど、それがされてないことについて質問をしているわけですよ。何回も。それについて、環境省としては、「企業に任せています、報告書は出ています、それを見て下さい」で言うだけで、いいのかな、と。

まあ、決して良くないと、皆さん思っていると思います。時間がないので、次行きますね。で、次お願いします。

3) 今年度の令和7年度「統一的基礎資料」の改訂作業においては、1) で指摘した「令和5年度改訂作業」における INWORKS に対する「検討会」の評価を訂正し、「高線量・高線量率被ばく」の広島・長崎の原爆被爆者寿命調査 (LSS) だけでなく、「低線量・低線量率被ばく」の大規模国際疫学調査である INWORKS の論文[INWORKS2021, 2023, 2024]の結果も踏まえて、別記、改正案文 (別記 8~9 頁) のように改訂がなされるべきと考えます。いかがですか。[環境省]

環境省：では、3) の回答をさせていただきたいと思います。我々の基礎資料の改定作業では、請負業者が様々な資料を参考にしたうえで検討が進められておりますして、加えて、様々な有識者からなる検討委員会におきまして記載内容を監修いただいているのと承知しております。いただいたご意見等につきましては、当該 (情報) 収集活動の一環といたしまして、請負業者に共有させていただいております。

4) INWORKS 論文をはじめ、最近の大規模疫学調査で 100mSv 以下の低線量の健康リスクがますます明らかになっているにも関わらず「100mSv 以下で明らかな健康影響がない」かのような宣伝を政府が続けることは、国民に被ばくを強いるものであり「被ばく線量に関する告示」の基本的考えにも反する法令違反だと考えます。いかがですか。[環境省・厚労省・復興庁]

司会：4) はどうですか？

厚労省・労災：すいません。厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室でございます。

司会：すいません、(2) ではなく、(1) の4) をまだ答えていただけてないので。労災の事の前に。

厚労省：4) が。

司会：あ、4) も、そうなんですか、すいません。

厚労省：厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室で、中央職業病認定調査官をやっております高橋と申します。4) について回答させていただきま

s。4) につきましては、INWORKS論文について「100

mSv以下の被ばく線量に関する告示」の基本的考え方に関する関連の質問かと認識しております。回答につきましては、ご指摘の被ばく線量に関する告示につきまして、具体的に何を示すか、ということは明らかではございませんけれども、いずれにつきましても、「100mSv以下で明らかな健康影響がない」かのような宣伝を行っているとの認識はありません。ただし、そのような誤解を生まないよう、今後とも適切な制度の周知に努めてまいりたいと思います。

環境省：環境省の… (?聞き取れず) です。ご指摘の100mSv以下での、「明らかな健康影響がない」というような記載自体は、我々も、環境省も、基礎資料にはそういった記載がされている認識はありません。

司会：ということは、100mSv以下では、明らかな健康影響はないかのような宣伝は、してないと、そういう認識はないと、ということなんですね。じゃあ、反対に、「100mSv以下でも、影響があるかもしれない」と、ということもそうは書いてないけど、そういう認識もあるという事ですか。

環境省：基礎資料を見ていただければわかるとおり、「明らかな健康影響がない」というような、そういう記載の仕方はされていないというふうに認識しております。

長澤：検出できないという表現やね。わからない、疫学的にはわからないというそういう表現でしたよね。それで間違いないですよ。

久保：どんな表現をしているんですか？

環境省：いくつか、基礎資料のページで、いくつかその点について表記されているところがあるんですけども、一つ言いますと、100mSvより低い線量

では直線的にリスクが上昇するか明らかになっていません。という表記もあります。他にも多数あるんですけども、先ほど言った形で、「100mSv以下では明らかな健康影響がない」という記載の記述はございません。はい、以上になります。

司会：明らかな健康影響はみられていない、とは書いていない。検出できていない、と。ないわけではないけれど、検出できないのだと、そういう事ですかね。

久保：それ、ごまかしじゃないんですか？

司会：そこまではいいですか。ないとは言っていない。検出できないと言っているだけだという事です。はい、じゃ、時間もありますので、(2)の1)から

(2) 厚労省は15種類の固形がんに関する「当面の労災補償の考え方」で認定要件を100mSv以上としています。これは、2006年頃までの広島長崎の被爆者調査などからUNSCEARやICRPなどが採用してきた100mSv～200mSv以上で固形がん死亡が過剰に生じるとの評価に基づいています。その結果、労災申請の多数を占める固形がんの支給決定は申請の14%に過ぎない状況です（別記14頁、資料A参照：固形がん以外は申請の61%が支給決定）。INWORKS2023によって100mSv以下はもちろん50mSv以下でも放射線被ばくにより固形がんの過剰死が統計的に有意に生じることが示されました。2024年4月2日、全国労働者安全センター連絡会を中心とする「被ばく労働者問題省庁・東電交渉」において、「当面の労災補償の考え方」を見直し100mSv未満の固形がんを労災認定せよ。そのための検討会を開催せよ。」と迫り、「いつとまでは言えないが、検討会を開催します」との回答を得ました。同年7月1日、「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」（以降「検討会」と表記）が開催されINWORKS2023が正式に議題に上がりました。委員から「大変興味深い」などの意見が出ました。しかし結論として「UNSCEARやICRP等の国際機関の報告書を踏まえて判断していく」となりました。（別記14頁、資料B参照）下記の1) 2) 3) を質問します。[厚労省・労働基準局補償課]

1) 喫煙の交絡について

厚労省：すいません。あらためまして、補償課の高橋と申します。

(2)の1)の、喫煙の交絡について、回答させていただきます。回答としましては、INWORKS2023については、委託事業「電離放射線障害に関する医学的知見の収集」にかかる調査研究におきまして、喫煙を含むいくつかの交絡因子に関する個人レベルのデータを欠いているが、喫煙による交絡を間接的に評価するため、肺がん及び胸膜がんによる死亡を除外しても、推定される関連性の大きさへの影響はわずかであり、喫煙等の交絡がないことを間接的に示す証拠となりえる可能性が示されている。と、報告されています。これについて、当方としましては、本手法が、喫煙データがない場合の代替手段として、広く使われる有用な手法かの判断は困難でありますけれども、それ以外については、おおむね誤ったものではないと確認しているところです。

司会：その手法が？ もう一度、お願いします。

厚労省：質問の中にですね、1)の所に、「喫煙データがない場合に代替手段として広く使われる有用な手法です」と、いうご質問がありました。で、それにつきまして、「その手法が有用か、有用な手法かの判断」という事につきましては、当方としては判断が困難であると、いう趣旨のご回答でございます。

司会：なんでなんだろうと思いますが、いわゆる、言い方はあれですけど、「間接的な交絡因子」があるなしを、明らかにする試みであるということはお認めなんですね。

厚労省：「INWORKSにおいて報告されていることを確認した」と、「間接的に示す証拠としてなりうる可能性が示されている」と、報告されていること確認しました。

司会：で、INWORKSのその手法について、INWORKSはそう言っているよ、と。厚労省としては、それが正しいかどうかは判断しない？

厚労省：それは、次の問いで。

司会：はい、どうぞ

2) 検討会の「配付資料」に関して

厚労省：すいません。続きまして、2) になります。
2) は検討会の「配布資料」に関してという問いになるんですけども、①この配布資料なんですけれど、作成者は、検討会の事務局である、厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室となります。私も所属している部署です。②についてですけれども、令和6年、4月1日に開催しました検討会の配布資料に記載しております「今後の方向性」は、検討会に効率的にご議論いただくために、論点整理を行ったものでありまして、結論を誘導する為に記載したものではありませんけれども、いずれにしても、誤解を招かないよう、今後は記載方法に注意したいと考えております。

3) 「この結果1つで労災補償の考え方を見直すと結論づけるのではなく」とされたことについて

続きまして、3) 。これはあの、この結果1つで労災補償の考え方を見直すことに結論付けるものではなく、ということのご指摘と認識しております。答えとしましては、厚生労働省では、最新の医学的知見を収集し、医学専門家からなる、電離放射線障害の業務上外の関する検討会に報告しているところであります。今後も、最新の医学的知見を収集し、国際的な動きも踏まえて、必要な見直しを行い、適正な労災認定に努めたいと考えています。

4) 至急に「当面の労災補償の考え方」を見直し、100mSv 未満の固形がんを労災補償すべきです。

労災補償は労働者の被った健康被害、休業等の損失、死亡に対する遺族補償など、職場の安全確保とならぶ労働者の権利を守る重要な制度です。INWORKS2023 は 50mSv 以下でも放射線被ばくにより固形がんの過剰死が統計的に有意に生じることを示しました。これを尊重して、至急に「当面の労災補償の考え方」を見直し、100mSv 未満の固形がんを労災補償すべきです。国策で進めてきた全国原発での被ばく労働はもとより、福島原発事故の廃炉・除染作業によって、すでに多く労働者が被ばくし、今後も長期にわたる廃炉作業の中でさらに多くの労働者が被ばくを強いられるという事態を前に、このことは急務です。UNSCEAR や ICRP 等の国際機関の報告書を踏まえて判断していくとなれば、2030 年代の時代遅れの評価に基づく判断になってしまいます。INWORKS2023 は大規模で追跡期間が長く、信頼性の高い疫学調査です。労働者の権利を守る労災補償制度の基準に反映させることに何ら問題はないと考えます。いかがですか。

続きまして、4) 。先ほどの、INWORKの100mSvの部分の回答と関係している部分になるかと思います。
4) ですが、INWORK2023につきましては、電離放射線障害の業務上外に関する検討会におきまして、医学専門家のご意見をお聞きしたところ、「今後の国際的な知見の動向を見るべき」との指摘もありましたので、現段階では、固形がんにかかる労災補償の考え方の変更には至っておりません。今後の最新も医学的知見を収集し、国際的な動きを踏まえて、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。以上であります。

司会：わかりました。時間がないので行きます。

INWORKについて、厚労省さんあるいは、環境省さんのお話ありましたけれども、私たちはとしてはやっぱり、そういう低線量被ばくの事に対して、単に不安解消ということではなく、ちゃんとした生涯にわたる医療保障をとという事で、再度求めているんですけれど。

(3) さらに政府は、福島原発事故被害者支援を切り捨てるのではなく、原爆被爆者援護事業に携わってきた厚労省の経験も活かし、原爆被爆者に対して行なっている施策と同様に、現時点での疾病の有無にかかわらず、生涯にわたる医療・生活保障を積極的に講じるべきです。「不安解消」のための「県民健康調査」への「支援」だけでは被害者の健康と命は守れません。また、INWORKS など国際的な被ばく健康影響リスクに関する新しい知見を踏まえ、低線量・低線量率被ばくを被った(被っている)福島原発事故被害者に対しても、生涯にわたり被ばくによる後障害のリスクがあることを認め、環境省・復興庁・厚労省で協力して福島原発事故被害者の救済につなげるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。[環境省・厚労省・復興庁]

(3) はいかがですか？

環境省・厚労省・復興庁、みなさん言っていただいでけっこうですけど。

復興庁：では代表いたしまして、復興庁でございますが。こちらにつきましては、2、のところの「新たな法整備」のところでもお答えさせていただいたところと同じようなことになろうかと思います。これにつきましてもですね、こちら復興庁を中心にで

すね、被災者の方支援についきましては、いろいろ（？聞き取れず）というところでございまして。ご要望ご意見、これは、受け止めさせていただいた上で、私どもとしては、しっかりその必要なことをやっていく、という所に尽きるかなという風に考えているところでございます。三省を代表いたしましてお答えさせていただきます。

司会：（苦笑）要望はずっとしているんですけども。

馬場：ぜんぜん具体的じゃない！（会場ざわざわ）必要なことがやれてない！

復興庁：必要なことというのは、そこは被災者に寄り添いながらですね、しっかりやっていくという事に尽きるかと思えます。要望は沢山、もちろんですね、こちらの集会でも、昨年度から、またその前にもいただいていることを、私自身も承知してございますし、そこは、様々な場面でご意見頂戴しながら、しっかりと進めてまいっているという事でございます。

司会：ちょっと、まあ。また、後でやり取りをさせていただきますね。では、4.の所はどうですか？

4. 「帰還困難区域での活動自由化」(自民党東日本大震災復興加速化本部提言案)について[厚労省・復興庁・環境省]

内閣府：4.について担当者変わりました、内閣府原子力被災者生活支援チームの北村と申します。本日はありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。あの4.についてですけども、質問内容を、大変恐縮ながら簡単にまとめさせていただきますと、この、帰還困難区域での活動にあたって、個人の責任に転嫁をして（？聞き取れず）のは許されないのではないかと、まあ、ご指摘かと、思います。この件ですね、我々、あの、帰還困難区域での活動をどうするかという事を、まあ、検討する立場にございますけども、まあ、地元を回って、住民の説明会など行う際にですね、まあ、例えばですね、まあ、その、特定帰還居住区域というものを、政府として設定して、除染をして、お帰り頂けるようにするという制度が進んでございますけれども、

まあ、あの、お戻りいただくような場所を、山あいの地帯の方も多くいらしゃいます。そうしたところにですね、お戻りいただく際にちょっと、これまで、あの、山は帰還困難区域で、手つかずだったと。土砂災害が心配である、通常だったら間伐などで山の更新するところが、そういったものがなされていないので、災害が起こるのが不安であるといった、お声を頂戴してございます。

それがですね、帰還困難区域、いわゆるバリケードと呼ばれるものを設置して住民の方の立ち入りを制限してございます。この制限について、まあ、あの、場所によってはですね、自分のお宅に帰るにあたって、つどバリケードの開け閉めを許可を取るのには極めて大変であると。場所によっては除染も進んで線量が低くなっているし、自分は簡便さを求めるというお声をいただくこともございます。

まあ、こうした地元のお声も踏まえながらですね、当然我々、帰還困難区域の中でどう活動していくことを考えるべきかということ、検討していければとは思ってございますけれども、その際に、個人の責任、被ばくは個人の責任ですというつもり、毛頭ございませんで。これは、これまでもですね、例えば、個人ベースという考え方が、言葉の受け止め方というか、解釈の問題かもしれませんが、これまでも例えば、地元の方がお宅に戻られるにあたって、個人線量計を、ガラスバッチを貸し出しをさせていただいて、その中で、測っていただく。それで、どのくらいの線量なのか、管理、広い意味では「管理」ということとございますけれど、そういったことをやってきたところとございます。で、その中で、しっかり、その他の方法措置、線量マップみたいなものを、細かく作成するものを支援するすとか、不安がある場合はつど対応させていただくすとか、こうしたことを、これまでも行ってきたものでございます。

こういった安全確保というものは、当然大前提にあるものと思っておりますし、「自民党の提言」に対して我々がどうこう言うものではないとは承知してございますけれども、まあ、この、安全確保を前提に、というものは、しっかり、政府としても考えていくことだとは思ってございますので。「個人の責任に転嫁」というのは、強い言い方をすれば誤解という事になりますけれども、我々としてはそういった考えはございませんので。引き続き、この、安全確保を大前提に、どう活動していくことを、先

ほど申し上げたご要望との関係で、どうとらえていくかは、今後、検討を進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

馬場：被ばく線量の個人管理という考えは、政府としては持っていないということだな。その考えはないということだな。

長澤：今回のケースについてどうか。

北村：「自己責任」という思いは全くございません。ここに「個人の責任」というと記載をしていただいておりますが、「自己責任」ということはまったくございません。

司会：「事実上そうなっていくだろう」というのが、現場からはあります。あとでちょっと、しっかり、そのへんについてやり取りしますが。

**5. 被害者の実態を把握し、被害者の意思を尊重し施策に反映させるため、「公聴会」の開催を求めます。
[厚労省・復興庁・環境省]**

司会：5. はどなたが。

厚労省：5. について（厚労省）国民健康保険課からお答えさせていただきます。原子力災害で被災地域における、医療介護保険料の減免措置については、避難指示解除後も長期にわたり、減免措置が継続される等、被保険者間の公平性の観点から課題があり、令和3年3月に閣議決定された、第二期復興創成期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針においても、「被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況を踏まえて、また適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら適切な見直しを行う」とされたことを踏まえまして、検討を進めてきたものであり、本見直しの趣旨については、なにとぞご理解をいただきたいと、考えております。

原子力災害被災地域における、医療・介護保険料等の減免措置の見直し方針につきましては、復興庁と厚生労働省において、住民の皆様身近な存在である、福島県内の12市町村への訪問等を通じてご意見を伺い、いただいたご意見を十分に反映したものであり、適切な方法で決定したものと考えております。

司会：公聴会を求めますという、質問ですけども、それに対しては？

厚労省：そちらについてはご意見として聞かさせていただきます。

司会：ご意見を伺って今後どうするかは決めてない？これ、何べんも出しているんですけど
（会場笑い）

非常に不満の残るご回答。「被災者に寄り添って」と、言葉はいいですけど、ぜんぜん寄り添ってない現実があると、いうことで。こちらの意見も聞いていただきたいと思います。

【意見交換】

質問1.：医療費減免措置等の廃止～被害の実情

司会：じゃあ、時間の許す限り、やり取りしたいと思います。まず、1. (1) (2) (3)

何遍も聞いている回答と全く同じなので、申し訳ないですが、「公平性の観点から」「閣議決定して」「首長に聞いてOKしたからやりました」ということで、「その後は現地に行って、住民の、どういう状況とかも聞いていない」という、そういう厚労省さんの話なので、まずは、現地で、どうなっているのかという事も含め、福島の方から1. のところを。当事者の方がおられます。いわゆる避難指示区域で、まだ帰れないところの方もいらっしゃいます。ちょっと意見を。実際どうなのかという事を、ですね。

ひとつ、誤解のないようにお話ししたいのは、「公平性の観点」という事、それ何べんも言われのですが、それは法律の趣旨とは違いますよ。それは健康保険法の「特殊な理由、事情」とはまったく違う「概念」というか「考え方」というか、そこらへんは、ちゃんと、厚労省は論理的におかしいですからね、法律に基づいてないので、ごまかさないで、ちゃんと健康保険法に沿って、現場がどうなのか、それに対して被災者のみなさんがどういう生活をして今、暮らしておられるかというところから出発するというのが、この健康保険法の趣旨ですからね。そこはごまかさないでいただきたいと思います。どうでしょう。

佐藤：あの、檜葉町なんで、今、段階的に廃止の方向で、一つひとつ支援が打ち切られていく、というふうな段階になっています。「公平性の観点」で、という観点から、見直しが検討されたと思うんですけど、意見として、首長だけに聞いたんですね。だから、住民には全く聞いていない中で、一方的に周知するという形で進められてきたわけだね。解除から10年をメドに段階的に廃止をされるというね、そういう中身なんだけど、首長だけに聞いて、しかも尚且つ、もう実施されていく中で、なにも聞いていない検証されていないという中で、実態は、地域ではどうなっているかという、健康保険だけじゃないんだね。一番最初にやったのは固定資産税だね。そして介護保険料。これ全部、支援措置が切られていく区というような、そういう実態があるんだね。檜葉町では生活保護世帯がどんどん増えている。福島県の中でもトップレベルにある。だからそういう支援措置がないんで、普通の人生活保護世帯に転落していくっていうようなね、そういう流れの中で、改めてもう一回ね、やっぱり検証していく必要があるんじゃないかって思うんだよね。

だから、解除の条件が三つあって、一つは(年間)20mSvでしょ、もう一つは生活インフラができること、もう一つは住民の理解醸成。実際、解除されると、戻れない人たちが沢山いるわけだね。だからその(解除)指示そのものの実態についても、検証していく必要があると思うんだね。戻れない中で、解除したから、固定資産税はとりますよ、住民税はとりますよ、県民税はとりますよ、それから介護保険料はとりますよ、なんでもとりますよっていうふうなね。帰れない、帰ってもそこに住めないわけだから。住めない所が沢山あるわけだ。そこで、営業ができない。農産物も作れない。帰れない。帰っても住めない。作れない。その三拍子の中で支援措置がどんどん切られたらね。そんな、解除ありますか、ということなんですね。

だから改めてもう一回ね、首長に聞いたから、そういう自己責任ですか。だからもう一回実態を再調査して、検証していく。いういうふうなところでこの制度そのものの実態について、もう一回見直していく。政府レベルのね、様々な予算について削るっていったら、猛反発が出ているわけでしょ。猛反発こないものについてはどんどん削っていくっていうやり方ではね、誰も信用しませんよ。不信感だけです。生活保護世帯がどんどん増えているんです。

そういう実態についてしっかり検証していく、そういう中で議論していく。変えていくということがね、真に政府の責任の取り方でしょ。是非、そういうふうにしていきたい。

司会：引き続き。もし、おっしゃりたいことがあれば。今、檜葉町の方ですね。

馬場：私、浪江町津島、全員帰還困難区域で、私のところ、というか私は、先程どなたかお話しされましたけど、特定帰還居住区域、まあ、これも国としては卑怯なやりかたなんだけどもね、特定帰還居住区域の住民です。医療・介護保険の減免継続について、実は私、17年の4月に浪江町議員をやめますけども、在職中に浪江町議会として医療・介護減免制度継続について意見書をあげています。それから、議員を辞めた後も住民団体と一緒に、この制度は打ち切りになって、どういう問題が出ているのかと、何が公平で、不公平なのかという事について、復興庁とやり取りした記憶があるんですけど。「公平性」という考え方については、貴方方にとってはね、もうできたものかも知れませんが、首長の話を聞いたと。今、佐藤さんが言われたとおり、住民の意見は聞いていないんですよ、これ。で、結果、どういう問題が起きているかという、例えば、私の知っている人でね、減免制度打ち切りになって、高齢者の方です、お腹が痛くなって、医者に行かなかった。それで、にっちもさっちもいなくなって、救急車を呼んだ。膀胱炎になっていた。そういう症状(症例)も出てます。それから檜葉町で生活保護が増えているという話をしましたが、例えば葛尾村。支援制度が打ち切りになったために介護料が高くなる。いわゆる自己負担が増えたもんだから、制度の利用をしなくてもいい。その結果、重症になったというケース。介護料が跳ね上がって、現在の介護保険料がいくらか分かりませんが、解除になったために村の介護保険料が跳ね上がった。別の形で住民の負担と犠牲が増えているわけです。何もかもね、言ってみればこの原発事故で被ばくしなくてもいい被ばく。家族の分断と分離、コミュニティの崩壊、様々な社会的な抑圧という言葉を使ってもいいのかわからないけども、そういう状況の中で、介護保険を使いたくても使えないと、こういう不公平が、ある意味で出ているんですよ。

だから、この制度はね、基本は人権の問題だから。首長の話を聞いたからという事で済ませるんでは

なくて、改めて、あの原発事故によってもたらされたものは何か、結果、被災住民はどういう生活と人権の侵害を受けているか。そこまで調べて制度の見直しを検討する必要がある。何も原爆被爆者の問題と単純に比較するつもりはありませんけども、原理的には同じですからね。ある意味では、今なお PTSD で、或いは新たな疾病が増えて、生活が大変、今度は困窮しているというのが実態です。これを支援する、一人の人間として、まっとうな生活ができる。そういう支援するのが、政治の責任ではないですか。首長の意見を聞いたから、それで公平に進めてきたと、国のやり方に問題はないと、そういう開き直りは許せません！そこを是非はっきりして下さい。是非、政府として検討して下さい。

司会：やはり国、皆さんお役人さんで、いろんな政策を担ってされる時には、やはり現場の人達の状況をちゃんと検証して、そのデータに基づいてじゃこうしよう、ああしようって、やるわけですよね。そうじゃなくて、違う所から降ってきた方針だけやっていたらとんでもない事になりますからね。今回のこれについては、もう既に始まっていますけども、段階的にとかね。でもそこから後、一回も現地に行ったらちゃんと検証はどうもされてないと思うんですね。先程、国民健康保険課としては現地へ行ってませんと。始める前は行って首長と話したけども、その後は現地に行っていてどうなっているか検証していませんというご回答だったから、それではダメだと思うんですよね。それにこれを始める時も、直前まで復興庁さんはこの制度はとってもいい制度だと評価をしていて、自民党の案が出て、それが国の方針になぜか載った途端に「閣議決定に基づいて」というような回答に変わってきているからそれもおかしいと思うんですね。やっぱり現場の状況をちゃんと知って、そのデータに基づいて施策をやるという、そのちゃんとした手続きを踏んで頂かないと、頂くべきだと思いますね。お役人さんというか、皆さんのお仕事の立場としても、そうでしょう。普通、そうですね。

厚労省：貴重なご意見いただいて、ありがとうございます。先程もちよっと、2024 年からはですね、直接的に、意見の方は現地に行って聞けていないんですけれど、今、この時点でいつ具体的にという話はできないんですけど、今日いただきました意見

を踏まえつつ、今後、関係市町村等の意見をいただく際には、今日いただいたことも踏まえつつ、現地の方々の意見等も聞けるような形を取れるよう検討していきますので、現時点では、こういった形で回答させていただきたいと思います。

馬場：ぜひ、お願いします。あのね、解除された所と、そうでない所の制度の矛盾とかね、これによる住民の対立がある。いや、ほんと。こういうふうに発言している私もね、もうこの話を聞くともうザワザワしてくる、ホントに。国による分断だかね。差別だ、なんですよ、これは。

司会：いわゆる特定復興地域ということで、津島のように非常に汚染度の高い所で一部だけ「特定復興」として、帰れますとやられた事による住民の分断。だから、住民に寄り添うって何べんも仰ったけど、全然寄り添っていないという事を今日のお話を聞いて本当に考えていただきたいと思うんですよね。で、そのためにも「関係市町村に聞いています」ではなく、ちゃんと担当者の方が現地に行かれて、住民に直接聞けるような形で調査をしていただきたい。それはどうですか？していただけますか？さっきそういう形で検討したいとか仰っていただけたと思いますが。

厚労省：ここで、お約束はできないんですけど。ご意見いただきましたので、ここだけで（？聞き取れず）ですけども、検討はさせていただきたいと思います。

司会：そう思っただけなのが、私達としては大事だと思うので。まあ、上から何か言われても、しっかり思っていることを言って、いつでも現地では大歓迎でご案内させていただきます。

馬場：応援してますからね。

佐藤：一定のね、そういう形で進んだわけだから、その検証が必要だと思うんだよ。何もしないのは、それはちょっとおかしいんじゃないですか。いわんや被害というのはね、ここなんですよ。一人ひとりの被害なんですよ。首長一人で決められる問題ではないんだ。その事を取り上げてそうしますと言うのは、これは暴力ですよ、横暴ですよ。だからその

方法を誤った政策なんだから、今、現状をつかまないとね。いち早く行く。実態を調べる。それは基本中の基本じゃないですか、官僚の。ぜひ、よろしくお願いします。

司会：期待したいと思いますが。女性の意見も聞きたいと思いますので、どうですか、石井さん、一言。

石井：国の方で何かの施策をすれば、その結果がどうなのかという事を必ず検証されるものだと思っていました。ビックリしました。実際の住民の声を聞かない。ただ首長とだけ話しをする。それで施策の結果が分かるんですか。皆さん、分かると思っていच्छやる。考えた通りに物事が進んでいると思っていच्छやるんですね。そういう事ではないですか。

省庁：(沈黙・・・)

司会：今の方も津島の住民の方で、帰りたくても帰れない。何百年続いたお家を解体、苦渋の選択で解体するという判断を選択されるという、思いをされている。そういう方なんです。津島に行かれた事、ありますか？ここで行かれた方？一人だけ？

馬場：いつ行ったん？

内閣府：直近ですと…

馬場：あれから15年だからね。

内閣府：直近は、半年前くらいです。

司会：15年前はまだ今の仕事をしていなかった方もいच्छやるかと思うんですけど。まあ、そんな事で、でも私たちはこれからだと思っていच्छるので。本当はこの①から⑫までの一つ一つについてちゃんと検証したのかという事を問いたしたいんですけども、どうも行ってないので、でも私たちとしてはこの①から⑫迄、(質問書の)2頁にある、どの一つも解決していないんですよ。コミュニティの問題、生業の問題、等々ですね。で、ちょっと次に行く前に確認したいんですけど、これはやはり法律の立て付けでは健康保健法ですよ。健康保険法の趣旨で「特別な理由、事情」とか、そういう状況で支払困難な状況がある時にはこの制度を活用しますと

いう法律に基づいてされている施策ですから、公平性というのは全然理由にならないんです。そこはどうですか。法律はどの法律に基づいてやっておられますか。そこはどうですか。

厚労省：減免措置につきましては、基本的に、国民健康保険におきましては国民健康保険法に基づいて行っているものと。

司会：そうですね。

厚労省：あの、公平性の考え方についてなんですけど、医療保険制度や介護保険制度は、保険者全体の相互扶助関係間で支えられる制度であり、応分の負担を行うことを基本としておりますので、その中で、避難指示解除後も長期わたり減免措置が継続されるとすると、例えば、避難先の自治体において長期にわたり減免を受けられる避難の方と、受けられない当該の自治体の住民の方との間での不公平感という課題もございますので、そういった意味で被保険者間の公平性という観点から被害者の実態を把握している、先ほどの話にもありましたが、関係市町村のご意見をいただいた上で、施行させていただいたということでもありますので、先ほどの、市町村だけではなくということは、いろいろとかぶりますけど、今後、ぜひあの、今、申し上げられないんですけどヒヤリングする機会があればですね、検討させていただきますので、そういう形でご理解いただければと思います。

司会：全然理解できないんですが、もし、ちゃんとヒアリングに行っていいただければね、多分お考えも変わると思います。現場の声を聞けばですね。公平性の観点で、受けている人と受けていない人と不公平ってそういう制度に政府がしたからじゃないですか。みんな被害者ですよ。一つの市町村で南相馬なんかそうですけど、三つの段階に分断されて非常に市としても困っていच्छいますよね。そういう現実は、たぶん知っていच्छいますけど、だから被ばくをさせられたという事では、福島県全体あるいは周辺県も含めて一定の被害を受けているわけですよ。そういう中での医療の問題だというふうに考えていかないとこの問題は解決しないです。

いずれにしろ次の課題にいくためにまとめますけど、これは、繰り返しますけども、健康保険法で

すよね、仰ったように。だから公平性の観点ではなく、「特別の理由、事情」がどうなっているかというところを原点にして、その上でもう一回現地でヒヤリングをされて、そのヒヤリングに基づいて今やってきた事がどうなのか、どうするのか、(減免措置の)見直しという事でやってしまった事についてもう一回考える。予算にしたら何億というレベルですね。それ、国の予算で賄えないような事では全然ないじゃないですか。そういう事を私たち、ちゃんと見ていますので、それで病気になっても医者にかかれないうような人が出てくると、生活保護法を受けたりいいとか、違う(生活困窮者の)制度を使ったりいいとか、そういうような酷い話ですよね。という事で、私が全部言ってもあれなんです。

質問 1. : 医療費減免措置等の廃止～法的根拠

長沢：ちょっと確認させて。

司会：はい。

長沢：先程ね、医療費減免の根拠は国民健康保険法だとお認めになりましたね、先程ね。ですね？回答の中では、医療費減免措置というのは「特別な事情とか特別な理由ではない」と仰ったですね。だから特別な理由、特別な事情ではない理由で減免措置が導入されたんだったら国民健康保険法のどの条項に沿ってそれが導入されて、その条項ではその解除の要件も書いてあるんですか？その解除の要件を満たしたと判断されたという事ですよ。それを説明して下さい。

厚労省：申し訳ありません。今、そちらの具体的な、どこの条文かというのは…

長沢：ちょっと待ってよ。そしたら特別な理由、特別な事情とは異なるというふうに確信をもって仰った、それは根拠がなかったんですか？最初の説明の法的根拠は全くなしに我々に説明なさったんですか？

厚労省：・・・(沈黙)

長沢：①から⑫の被災者の今の深刻な状況、そういうふうな状況とは全然関係のない理由で国民健康

保険法に基づいて医療費減免措置が行われて、そして避難指示解除されたから国民健康保険法に基づいて医療費の減免措置を撤廃するという、そういうふうな事を国民健康保険法に基づいているんだったら、どの条項のどの条件で減免措置が導入されて減免措置導入の条件も記載されていて、それを満たしたから解除する。これは官僚としての貴方が国民に説明すべき最大の事です。なぜそれを説明しないで、「特別な理由」ではないというふうに仰られるんですか。それを説明して下さい。

厚労省：・・・

長沢：官僚として失格でしょう。どうなんですか。

厚労省：・・・

司会：あの一、健康保険法には解除の基準というのは、実は、私が見た限りで書いてないんですね。ですから厚労省は現場の特別事情、事由というのが続いているかどうかをちゃんと確認して、もし続いていたら継続する、続いていなければ止めてもいいかなと、そういう制度だというふうに、法的にはそうだと思うんですけどね。そこらへんをずっと誤魔化してこられたから。「公平性の観点」というのは、全然、法律とは関係のない理由、説明だと思いますよ。そう思わなかったですか。その回答を。ご自分で作文したか、違う人が作文したか、私は分からないですけど。読んでいて「なんやろ」と思わなかったですか。

厚労省：あの、私としましては、公平性の観点からと思っております。で、先ほどおっしゃっていただいたような、その(?聞き取れず)につきましては、特別の理由、事情、事由の、ここの部分に反映されているようなことも…そうですね…

長沢：あの、はっきり言って下さい。

厚労省：ちょっと、あの、この場で、ちょっとはっきりと…

長沢：ちょっと待って下さい。特別な事情、特別な理由とは減免措置と関係ないと仰ったんですよ、貴方が。仰った理由をちゃんと説明して下さい。説明できないんですか？説明できないんだら撤回して下さい。

厚労省：・・・

司会：特別な理由と関係ないという事だったら、何かそれを裏付ける法律があつて、それでやったんだとか言わないと筋が通らないですね。でもその裏付ける法律というのは実は無いんだけど。で、「公平性という」それも裏付ける法律も何もなくて、持ってきてずっとやっているから。それはちゃんと法律に基づいてやって下さい、という事です。

厚労省：そちらの部分については、ちょっとまた一度、確認の方をさせていただきますので。

司会：じゃあ…

長沢：あのね、被災者がここにおられるんですよ。減免措置を取ってこられて、それが解除されて困っている。そういう人を前にして、何故解除したか、特別な理由、事情と関係ないと仰ったんだから、じゃあ何故解除するんですかと聞いているんですよ。何故答えられない。法的根拠なしに解除したんですか？

厚労省：一度、確認の方をさせていただいて、また…

長沢：あのねえ、ここに被災者が来ておられるんですよ。彼らに対して医療費減免措置をやってきたけど、それはもう撤廃しますと。その撤廃する法的根拠はこれです。それを説明できないんだったら官僚としてそういう事はやっちゃあいけないんじゃないですか？ちゃんと説明しなさいよ、住民を前にして。

厚労省：・・・

復興庁：あの、横から申しわけございません。今、国民健康保険課の方から申し上げましたとおり…あの、復興庁でございますけども、その別途、その件についてはですね、改めてお答えさせていただくと申し上げておりますので。

先程、浪江の方からもお話し伺いましたけども、これを持って、すみません、これ、申し訳ありませんが、私、復興庁でつい一昨日も参っております

けども、例えば先程、事例をおあげになりましたけども、受診控えがあつて、膀胱炎になって緊急搬送されたという話を伺いました。私も双葉の医療センターですとか何カ所かの医療機関を4月に着任してまいりましたけども、回らせていただいております、非常に、その、実は、これ、すみませんが話を逸らすわけではありませんで、これ私も、この間、何度も福島に伺わせていただいて、実は特会事業、被災者支援総合交付金というのがございますけども、被災者の方の健康づくりですとか、そのあたりの事業、医療関係の再生基金でございますけど、そのあたりの事業を担当させていただいております。で、現場の利用者の方々のご意見、また現地も拝見させていただいた中ですね、これが減免措置に限る、これ、話を逸らすわけでありませんで、これは私が率直にこの3ヵ月ほどですね、回らせていただいております。あの、受診控えが起る高齢者の方で、独居の方でかなり状態が、レベルが落ちてからですね、さっき、要介護の話もございました。このあたりの事につきましては、私、医政局にもおりました。私、医療法人で全国管理をしていたこともございます。ここはですね、実は全国津々浦々で特に地域包括の相談員さんが皆さん、困っていらっしゃることでございます。特にこれが顕著に出ているのがですね、私は福島の、特に12市町村であろうかという風な実感として持っております。これについては、今日、ずーと減免の話で、私どもお時間いただいておりますけども、それだけではなくてですね、正に多角的に、先程浪江町の方も、司会の方からも「寄り添っている」ということは分からないと仰いましたけども、私自身もですね、率直に、個人的なことも含めて申し上げますけれども、私も県庁とですね4月からやり取りし始めるようになって、最初はなかなか話がかみ合わないことがあつて。こちらから見ている風景と違うものがあるんだなというのは感じてまいりました。そこは丁寧に、1週間に一篇位は参らせていただいております中で、先程申し上げた医療の提供態勢をどうしていくのか、それから後、「心のケア」をやらさせていただいておりますけども、「心のケアセンター」もですね、特に12市町村の方は医療機関、特に精神のベッドが無くなっておりますので、これも代替を「心のケアセンター」が負っているというのも現状も把握しております、これを第3期の復興期間、またそれ以降にどうしていくのか、

それこそさっきも生活保護に転落するというお話がありましたけども、これ、金銭的な面だけじゃなくて、精神的な様々なケアが必要なんだと思います。そういった事は、これ、保険局は、まさに国保財政についてですね、先程の公平性の観点という事でやってございますが、復興庁といたしましてはそういった事も含めて、私はしっかりやっていくつもりでございます。ですので、先程の国民健康保険法云々というところは後日改めて、それは整理すべき事だと思っておりますので、それ以外のところにつきましてはしっかりやっていくという事だけは皆さんにもご理解いただきたいと思います。申し訳ございませんが。

馬場：あのねえ、貴方の言い分は分かったというかな、分かった事にしましょう。けどもね、この制度、国民健康保険法の特別な理由、事情があるかないかでね、制度を存続させるか、継続させるか、打ち切るか、という判断する事自体が無理なんですよ。無理だっていうと、誤解になるような言い方になるけど、今質問に出たように、法的根拠がないのに打ち切ったんですか？法的根拠はどこにあるのですか？言われてね、正直いえば、あなた方は「詰まれた」わけね、今ね。だから我々は2頁のね、大きな2に、まだまだ精神的な肉体的な、しかも社会的な抑圧、社会的な抑圧という言葉は使いたくないけど、社会的な制約も受けているという事で一番いいのは、やっぱり福島原発事故の被災者を、ここに書いてある「原爆被害者援護法」並みの法律、あるいはこの法律に当てはめて支援救済するというのが元の法との矛盾を解決する根本的な事ではないのかというふうに思うんです。こういうふうい言うのと、先ほどの回答ではね、それは「特殊な被爆によるものだ」という回答もされました。しかし、放射能、被ばくに特殊も特殊でないもある筈無いんですよ。我々は、帰るとこれ被ばくするわけだから。365日被ばくしているわけだから。様々な背景は違うんですよ。原発と原爆被害と様々な違いがあると思うけど根本において同じだと思う。しかも我々は求めてきたのは原爆手帳交付による原爆被害者援護法に準じた救済処置を講じてくれと。これがやっぱり我々被災者と国との関係でこの問題を解決する唯一最大の方法だと思います。先程の回答では、被爆者援護法とは違うという回答だったけども、じゃあ、国民健康保険法の枠内でやろうとすれば様々な問

題が出てくるわけだから、そこを乗り越えた制度設計をする必要がある。国にはそれが今求められている、という事をお分かりいただきたいと思います。

司会：どうもありがとうございます。大切なところを指摘していただいたと思います。なので、復興庁の先輩から助けていただいた厚労省さんですが、やっぱり自分で不十分だとか、おかしいなとかちょっと分かっていたかと思うんです。だから法律は、国民健康保険法ですと、それに基づいたら公平性というのは、じゃあどこからと言われるとよく分からないので調べますと…

建部：自民党の意見書出たんでしょ。あんな中に出てきたでしょ。

司会：一番始めはそうですよね。

建部：だから法律ではなくて、自民党が出してきた医療政策の元になるね、意見書というか、そう言った中に初めて出たんですよ、公平性の観点てのはね。それを使っているだけの事であって、法的根拠も何も無いんですよ。

長沢：あの、官僚としてはね、何か施策をやる時、必ず法的根拠がないと動けない筈なんです、そうでしょう？だから医療費減免措置を導入するにあたっての法的根拠をまず一つ書いて下さい。それを解除するための条件、これはどの法令の根拠に基づいて解除しようと、今、しているのか。その二つについて文章で一週間以内に回答してください。福島議員を通して。一週間以内。

厚労省ちょっと期限の方はお約束できないんですけど、一週間以内というのは…

長沢：この質問書はね、もう一週間、二週間、三週間前に出しているんですよ。

厚労省、復興庁：そこは改めて、させていただきます。

司会：文書回答で法的なところ。で、現場に是非行って下さい。何遍も行かれていると仰っていましたけど、でも住民の方に会ったことないですね。だか

らそういう接点も模索してください。元、医療機関で働いていたという経歴もおありだから、とても重要なポジションにおられると思いますので。えーと。

質問 5. : 福島での公聴会開催の要求について

長沢：時間がもうないのでね、さっき、公聴会について意見として聞いておきますと仰ったけど、今こういうふうな形で医療費減免措置について非常に大きな異論が出ている。現地に行って、ちゃんと住民の声を聞けと言う声も出ている。これについて真摯に受け止めるのであれば、公聴会を何度も何度も現地に行って聴いてやって下さい。そのうえで解除が正しかったのかどうか改めて判断しなおしますとここで約束して下さい。

司会：公聴会の要求は何遍も言っているんです。

復興庁：まさにこれはですね、すみません、私が横から申しあげて恐縮ですけど、いろんな団体から様々ご意見をいただきまして、そのあたり諸々踏まえて私どもとしてはやっているという事でございまして、そのうえで…。

馬場：その上で、こういう問題が起きているでしょ。

長沢：あの、ちょっと待ってや。今、厚労省が医療費減免措置を…

復興庁：申し訳ありませんが。で、もう一つ申し上げますが…

馬場：強弁はしないほうがいい。

復興庁：強弁ではございませんで、私として地域社会の医療であれ、福祉であれ、ずーと見てまいりました。その中でしっかりと、私の信念で申し上げておりますが、今日議題となったこの問題だけでなく、様々に地域の医療・介護の提供態勢ですとか、そういったもの踏まえたもの、それから精神というか、福祉というかですね、被災者の方はどうやって寄り添っていくか、また個々の減免措置だけでなくですね、先程申し上げました（？聞き取れず）の方で紹介しておりますけども、特別会計等々の事業様々に、福島に、県と一緒にですね、特別会計から供出してやっております。そういったものを含めて

すべてパッケージで福島の支援をさせていただいているという事は、申し訳ありません、話を逸らすわけではなくて、これは復興庁の立場として責任持って申し上げているという事はご理解いただきたいと思います。で、その中で公聴会云々という事、今仰っていただきましたが、これは申し訳ありませんが国保課方からお答えした通り、復興庁としてはそこは様々な方からご意見を承りつつ、どういった事が必要なのか判断しながらやっていくという事に尽きるかと思います。

司会：今まで何遍も言っているからそろそろ結論というか、「お伺いしています」という答えを何遍も頂いたのでそれで何年かやってきて、どういう事になっているかなという事を改めてお聞きしたいんですが、まだ、お話を承っていますという事に尽きるんですか。

長沢：承っていないのと一緒にですよ。

稲岡：すみません。特別会計ってまだ残ってんの？

復興庁：あ、そうです。はい。

稲岡：あるんですね。

復興庁：ありまして、

稲岡：使えるんですね。

復興庁：使えるんです。それでもって様々な、健康作りですとか、例えば双葉の富岡に医療センターございませぬ…

質問 1. : 医療費減免措置等の廃止

～厚労省回答撤回と再回答の約束

長沢：それはやってもらったらいいいんですよ。今、厚労省と話しているんだからね。厚労省の見解をまず言って下さいよ。あんたはもう引っ込んでいて。厚労省は何も言うてへんねんで。

厚労省：先ほども…また後日回答させていただきますので、本日お忙しい中お集まりいただいたのに回答できずに大変申し訳ありませんが、また改めてご回答させていただきますので、よろしくお願いします。

長沢：今日の回答についてはどうするの？根拠なかったから撤回しますですか。それともさっきの回答

はその通りですか。

厚労省：それも含めまして、文書の方でご回答させていただきますので…

長沢：という事は撤回するという事。一旦。

厚労省：そうですね、3 番の部分につきましては、一度、取り下げさせていただいて、

長沢：取り下げるね。

厚労省：はい、また改めて回答させていただければと思います。

長沢：二週間以内。

厚労省：ちょっと、いえないですけど、ただ、迅速に対応させていただきます。

司会：できるだけ早くですね。二週間経っても連絡なければ問合せをしていただいたりしますが。上の話もあるからそう簡単に出ないかもしれませんが、でも法的にはそうですよ。公平性ってのは法的根拠、そっちのはあまり根拠がなくて、さっき言われたように自民党の…

質問 2.：被爆者援護法に準じた法整備

中村：すみません。あの、根拠の時にいつも、いつも言われていたのが、「災害対策支援法」ですか、あれで 10 年とかいう、そういう言い方されていたんですよ。そうじゃなくて、振津さんが一番最初に今日仰いましたけど、この（質問書の）最初の所に書かれている原子力、放射能の被害っていうのは延々と続くんで、それで期限というのは無いんだよと。それに対してきっちり補償しますよって言うのを最初に言っているんですよ、政府は。

馬場：そうだ！

中村：その考えに基づいて回答してほしいのに、さっきから健康保険法がどうかこうとかじゃないんです。ずーとやらなきゃいけない。やりますよというふうに最初に仰っているんですよ、政府は。その

事に基づいて返答してもらわないと話が違ってきます。以上です。

司会：いかがですか。

馬場：その通りです。

厚労省：そちらの方につきましても、後日回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

司会：言葉が出ないんですけども。法律としては健康保険法だという事で今日は話を詰めようと思って今日は準備をしたんですが、法的にはそうけども、法的に根拠のない「公平性」を今もって（？聞き取れず）仰っていたので、やはり皆さんが仰るように、これは原子力災害。国策でやった原発で事故が起こって、余計な被ばくをさせられて、今もしていると。帰りたくても帰れない。もうご存知ですね、帰還困難区域。帰りたくても帰れないという状況がある中でのこの制度ですからね。一般の災害とは全然違うとそういう認識をちゃんと持ったうえでやらないと。で、根本的な解決は被爆者援護法に準じたそういう法律を作ると。勿論総合的に医療の事もやっていただいたらいいですよ。それだけではない、災害地域に放射能があるという事は他とは違いますよ。そこは復興庁さんは、よく確認したうえで、今後も努力していただきたいと思います。

で、時間が迫ってきてしまったんですが、厚労省・原爆対策課の方々は、環境省がちゃんとアドバイスを求めてきたら連携して経験をお伝えしたりしますよと仰ってるんですけど、環境省はいつまで経ってもなんか他人事のような感じでお話をされるんですが、今の議論を聞いていてどうですか？健康の問題は UNSCEAR が将来的にも影響はないと言ったと言いますけども、そうでないという意見もあって INWORKS とか出ているわけですよ。だからそういう最新の情報を国としてしっかり把握して国民の為に制度を考えていくというのが政府、官僚のお仕事ではないかと思うんですけどもどうですか。被害者の方を前にして、今日、お答えになった回答をどう思われるんですか。環境省として。

環境省：まず、国際的に合意のありました UNSCEAR の報告につきまして、放射線被ばくが直接の原因となるような健康影響は見られそうにないと報告さ

れているということが、まず第一にあったと思います。その上で、環境省としては、今日の話でもそうなんですけど、放射線の健康影響に対して不安を持っておられる方々に対して、応えることが大切だろうと考えておりまして、引き続き福島県の県民健康調査への支援を、そして放射線健康管理、健康不安対策にしっかり取り組んでいきまいたいと考えています。

司会：それがおかしいと言っているんですよ。UNSCEAR が言ったから将来的に影響が出ないはどうやって保証するんですか。UNSCEAR だっていろんな国際的な報告を受けて見解が変わっていくわけですよ。で、低線量の被ばくでも将来的に影響があるっていう結果が出てきているわけですよ。だから国としてはですね、もう一つは、日本は被ばく、広島・長崎を経験してですね、被爆者に対して、線量で言えば1ミリシーベルトよりももっと低い所の人達にもちゃんと手帳が出ているわけですよ。病気になっていてもなっていないくても、そういう制度ですよ。線量は問わない。3.5kmの、広島で言えば1ミリシーベルトですけども、それよりも外の人だって被爆時にいろんな状況で被ばくしたという証明があれば手帳が出る。そういう立派な制度が被爆者の努力であるわけですよ。何でそれに学ばないんですか。

馬場：そうだよ。そこ。

環境省：その辺が、ちょっと論点がズレてるなと思って…。

司会：全然ズレてないですよ。

環境省：いえいえ、まず、だいたい事実として、国際的に合意されました UNSCEAR において、被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響が見られそうにないっていうのが、直近の…

稲岡：ちょっと待って下さい。UNSCEAR は被害がないわけではないと書いていますよ。被害がないという意味ではないと書いてありますよ。ありそうにないというのはウソですよ。

建部：あのね、福島の人が仮に半分の50万人がね、

半分じゃない4分の1か、50万人の人が、ものすごく低く見積もって5ミリシーベルトで被ばくしたとしてね、200人から300人のガン死が出てくるという計算になるんですよ。でも、それは、普段起こっているガンと比べて検出できるかということそれはまた別問題。でも被害が出るのは間違いないですよ。それでね、原爆被爆者の場合とね、3.5キロメートル以内であればね、ガンが出れば、特段の理由がなければそれは保障の対象になっているわけですよ。だから、そういうふうにしないと保障できないんですよ。ね、この人が原発事故が原因でガンになったかどうかなんて言えないんですよ。原爆の場合も、そうなんですよ。だからすべての人に保障してるわけですよ。そういうふうに見解を持たないとこの問題は全く解決できないですよ。何もできないですよ。そんな事ではダメですよ。原発事故で沢山の住民が被ばくしたという事の責任をどうやって取るんですか。そうやって、可能性がちょっとでもあれば保障するとやっていかないとできないでしょう。論理学ではないんだから、これはね。そういう抜本的な考え方の変更というか、逆に言えば、事故直後に政府がこういう声明というか、形で出した、ずーと今後も寄り添ってやっていきますよという事を言っているわけですよ。それをちゃんと保ち続けて下さいよ。

稲岡：すみません。要旨が間違っているんですよ、あれ。捻じ曲げているんですよ。全文、読みましたか？全文、読んで下さいよ。ちゃんと全文には被害がないというわけではないとちゃんと書いてありますよ。よろしくお願いします。あの、要約、変な人が作った要約を読んではいけませんよ。

司会：UNSCEAR に基づいてと、いつも何ももしないために政府が言ってくる、そんなことになっているんですけども、UNSCEAR がいいかどうか別にして、そんな、何も今後起こらないなんていうのは、科学者だったらそんな事言えないですよ。先程言われたようにどんな低線量でも集団で考えたらね、ある一定の割合で出るというのが後障害の出方ですね、被ばくによる。そういう事は広島・長崎の被爆者が何十万人も被爆をしたデータを何十年か放影研がやってきたから分かってきた事もあるわけですね。そういう事を何で国が被ばくをさせた福島の人達のこれからの健康に役立てようって考えないんです

か？そういう事です。私たちは、福島の人、ガンで亡くなった人、私の知ってる人でも、飯舘村の方とか結構被ばくをして。因果関係は分からないですが、いらっしやいますけど。亡くなってからでは本当に悔しいですよ。亡くなる前にそういう制度をちゃんと作って、お金があっても無くても医療にかかれる、国民健康保険法、被爆者は、国保とかあった上で、そういう制度が出来ているわけですよね。今の保健制度と矛盾しないそういう手立てができるという事をちゃんと教えてもらったらできる筈なんです。まあ、ちょっと他の課題がありますので今後も引き続き、今言ったような事では環境省さん、INWORKS もちゃんと検討していただけないし、何もやらないためにUNSCEARが引き合いに出されるというのは、ちょっと本当に卑怯ってか、本当にそう思っているのであればちょっと不勉強です。全文読まれましたと言われましたけど、そうは書いてないと仰っている方もいますし。なので、健康手帳の事は私たちずっと今後も取り組みますのでまたという事で。今日、四番目の…

政野：すみません。質問していいでしょうか。フリーのジャーナリストの政野です。先程の国民健康保険の事、国民健康保険法を出してきて、公平性の観点という事ですけれども、子供被災者支援法の第8条で、復興庁さんなんかはちゃんと頭に入っているんじゃないかと思いますが、「支援対象地域」カッコして、「その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。」そういった地域においては、「生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策」等いろいろ書いてあって、「その他の必要な施策を講ずるものとする。」あって、これとの関係を今日全然お話しにならなかったもので、これも関係あるんじゃないかと思って、そのお答えをされる時に含めていただいたらいいんじゃないかなと思いました。

司会：確かにそうですね。ちゃんと法律として、この事故の後、あるわけですから、中身が実施されているかどうかは別として。そこらへんも含めて文章で答えていただいて。また継続してやり取りができたと思います。どうもありがとうございました。

質問4.：帰還困難区域の自由化について

司会：で、今日、新しい課題で4.の所で、非常に私たち懸念していて、仰っしゃったのはその誤解があるんじゃないかというような事を仰っていただいたんですが、これについて。

石井：只今も低線量被ばくについてのお話がありましたけども、私たちは津島地区を、2022年に2キロのメッシュで区切ってそこを調査しました、線量を。高い所で40ミリシーベルト、年間。そういう数字が出ています。そういう所を解除して自由に出入りしていいって、これは低線量どころか高線量被ばくを国が勧めるようなものじゃないですか。皆さん、どうお考えですか？

内閣府：実際にですね、そうした解除した後には高い所が、実際、ご指摘のように存在するような場合ですね、これ、実際には環境省さんの事業にはなりませんけども、環境省さんにフォローアップ除染と言われる対応をとっていただいたり、そういった地域の方の声に随時、差し障りないとおっしゃるかもしれませんけども、随時、お応えできるようにしてまいります。

石井：でも山の恵みも享受できるようになっていきますよね。山菜って、線量高いんですよ、凄く。

内閣府：仰るとおりです。存じ上げております。山菜、物によって、私、食品検査も横で見えておりますのでございますので、まあ、どのくらい線量が出るかというのは、存じ上げております。で、そうしたものを、我々、実際に自由に食べていいですという事を申しあげているわけでは、当然ございませんで、その事について、我々、別の枠組みでございますけど、出荷制限、摂取制限と言われるですね、これ自体もご批判を受けるものでございますけども、一定の基準値を超える物については流通はなされなく、あるいはそれ自体の摂取をお控えいただくような措置を法的に原子力災害対策特別措置法の枠組みの中で、実施をさせていただいているところでございます。

司会：お控え下さいって言って、食べちゃう人も実際にはいるわけですよね。何で今そんな「自由化」をしなければいけないんですか。地元からそういう声があると仰いましたけど、どうですか、佐藤さん。

そういう事を誰か言っていますか。

佐藤：誰も言ってないけど。え〜と、あれに載っているんですよ、各市町村のビラですね。自民党の人たちが多くですよ、協力しているんだから。それでも、自民党でさえも。「どこで言っているんですか？」というふうな認識なんですよ。だから、どこからこの要請で出ているんですか。現地から出ているのか。現地のどこから出ているのか。よく分からない。町でも、自民党の方々も、この点については「自由に出入りするなんてとんでもない」と。誰彼と入ってきてもいいわけだから。全国からくるかもしれない。この問題については、これはちょっと行き過ぎじゃないいうふうに言っている。どうなんですか、誰が言っているんですか。

内閣府：どなたか…というのは、ちょっと個人名は流石に申し上げるのは控えますけども、私自身も正確には覚えている方がいらっしゃるかと、そういうわけではございませんけども、住民説明会ですね、我々、大体年間に50回、60回やるという年もございます。そうした中でですね、まあ、具体的な町名とか申し上げますと、まあ、それが誰だということになるとよくないと思いますので申し上げるのを控えますけど、実際にまだ帰還困難区域が続いているような自治体で、それから我々住民説明会で、特定復興再生拠点区域の解除ですとか、解除の後どうなるのかと、？とどうなるのか、そうした所でご意見をいただいているのは、申しわけないですけど、そちらに届いていないという事かも知れませんが、我々としてはしっかり実際に、聞き取っているところではございます。そこはご理解をいただきたけるとありがたいと思います。

長沢：そういう声が出た時にはね、それが住民大数の意見かどうか聞くためには、住民くまなくね、やっぱり公聴会を開いて意見を聞く。こういうプロセスが必要なんじゃないですか。

内閣府：実際に住民説明会は我々として設定をしているケースもあれば、自治体主催でやっていただいているような所もございます。自治体が主体でやられているものに、我々もお邪魔するというケースが多ございますけども、自治体からご案内されるもので、この方だけということ限定されているといっ

たケースというのは、ないんじゃないかと、我々、承知してございます。

司会：結構多くの人がそう言っていたという事ですか、バリケードを外してほしいとか。

内閣府：様々な処理、そこだけ論点化してお伺いする場にはなかなかありませんで、全般論、それこそいろいろ記載、馬場さんからの要望書にも記載されていた内容だと思いますけども、生活環境の整備みたいところで、買い物環境がないとか、そういったところのご意見をいろいろいただく中で、中には、皆さんがバリケードを外してくださいと、そう仰っているわけではなく、人によってはスーパーマーケットがないと不便とか、そういった声をいただく中に、バリケードは不特定でそういうお声をいただいているというところがございます。もちろんですね、バリケードが不便ですというご意見を頂いたといっって、すぐにバリケードを取り払うというわけでは勿論ございません。具体的にどこのバリケードなのか、周辺の線量はこういった状況なのか、こういった立ち入りが想定されるのかというところは、総合的に勘案しながらですね、自治体の方、影響を受ける住民の方もは、場合によっては個別にご説明に伺う場合があるかも知れませんが、そう言ったところを町と連携しながらしっかりやっていただこうと思っております。

司会：先日の復興推進委員会に出された、書いてあるところにはですね、(当日配布資料)⑩にありますけども、「地域の実情に応じた柔軟な放射線防護」と書かれていて、地元地方公共団体の意向を踏まえてと書いてあるんですが、そういう団体がそのような意向を示されたのですか。バリケード等の物理的な防護措置を実施しない…

内閣府：意向を踏まえて、立ち入り規制の緩和をする、しない、自治体によってもどこですて、どこでしない。ないしは、そうはしないとした場合もあるかも知れませんが、そう言った場合にしっかり以下を踏まえていくと、そう言った記載でございます。

司会：特にどこかの公共団体からそういう意向があったという趣旨ではないんですね。

内閣府：この中における記載については、そうしたことでございます。まあ、実際には意向は出てございますけど、実際に設定の際には、ま、出ているのでそういうことを構としてできるようにする話と、実際、する時にも個別のご意向を踏まえて実施をしていくと。今回、この方針の中に記載されてございますのは、実際に個別のバリエーション、どれをどうするんだという話をする時に、その際、どこの宅の場所なんだと、あるいは実際、鳥獣被害なんかも出てございますので、そうしたところの対策はそうなっているんだといったお声も踏まえながら決めていくということでございます。

稲岡：もう決める段階に入っているの。本当に決めんとあかんようになっているの？

内閣府：いえ、地元地方公共団体等のご意見を踏まえながら今後どうしていくのか、一発で決めてバシッと、そういう事ではございませんで。

司会：地方公共団体って、なんですか、具体的にどんな団体ですか。

内閣府：ああ、これは地方公共団体、市町村で、地方自治体でございます。

司会：そうですか。えーと、まあ、こんなふうに書かれてしまうとね、どんどん、今までここはいわゆる帰還困難で被ばくするからと気をつけていた所が解除になって、行け行けになってしまうんですよ。だから、こういう方針を出したという事自体、これも今回自民党の提言があって、殆どそのまま出ているから、そういうやり方自体がね、非常に不信を持ちますね。で、区域から個人へという考えで対策をすとか書かれると、先程の、個人に（責任を）丸投げというとか、国の責任でやるべきところを自己責任になると理解してしますね。

内閣府：そうですね、そこは、誤解を、言い方を誤解を感じるような事にならないようにしっかりコミュニケーションを取らせていただきますし、自治体としてどう安全確保をしていくのかというのは、個別、個別に、様々なやり方がございますので、我々な様々なやり方がございますけども、安全確保をするというのは大前提にというのは政府の方針

としても決定してございますので、そうしたところはしっかりやっていきたいと思っています。

司会：いや、安全ではないから言っているわけです。

内閣府：（？聞き取れず）の方が安全になるような確保をすると…

会場：ザワザワ

馬場：えー、与党と政府は別だと思います。

内閣府：はい。

馬場：形の上ではね。与党と（？聞き取れず）政府としてこれをまるまる受け入れるわけではないという趣旨の事を言われましたけども、極めて危険だと。極めて危険だと。もっと露骨な言い方をさせてもらえば、自民党、公明党、いわゆる与党と政府は一体でね、（？聞き取れず）一体で進めてきたわけだから。ましてね、今回の（？聞き取れず）、結論から言うと、あなた方は官僚なんだから。政治家ではないけども、やっぱり政治家にきちっとフォローして下さいよ。ね。それが結論です。きちんとフォローするだけではなくて、与党のこの提言は絶対認めないようにして下さい。理由は二つあります。一つはね、今回の提言は、もう帰還困難区域の除染をほどほどにしたいと。そういう思いがありなんですよ。そうでしょ。先程から出てきたように、山林での活動は自由ですよ。その放射線管理は、自分で管理しなさい。線量計で自己管理しなさい。記録の自己責任を押しつけているわけですよ。要するにもうね、除染は特定帰還居住区域、浪江でいえば帰還困難区域は全自治体の8割なんですよ。数字でいうと231㎢あるんです。そのうち180が帰還困難区域なんです。そのうち特定帰還居住区域として政府が認定したのは710ヘクタールにしかすぎませんから。極々一部でしょ。国も政府側も個人が希望してきたんだと、帰りますと言ってきた人が450数名だったかな。それで浪江町で言えば710ヘクタールだと。これで終わろうとしているんですよ。私の裏山は山菜も採れたしキノコも採れた。川に行けば川魚も採れた。川の中には、山菜も沢山採れた。それができないわけです。そういう所について非常に（？聞き取れず）のところ、だけを除染を済まそうとしている。除染をこれで終わりたいというのが、政府、自民党の思惑である。後、今一つはね、政府も今日、持ってきてるかだか分かんないけど、自民党提言の27ページにね、先程から議論になっている、低線量被ばくの

ことが書いてあります。ちょっとね、読んでみます。

「ICRP など国際機関による議論やこれまで蓄積されてきた科学的知見に基づき社会的経済的要因を考慮した対応を行っていくことが大事である。例えば公衆の被ばく線量の管理を、基準値である年間推定被ばく線量 1 ミリシーベルトは健康に関する安全と危険の境界値を示すものではない。」ね。「示すものではない。」で、「この基準値の妥当性について見直し、検討すべきである。」こういう提言をしている。これ、今日の交渉で最大のヤマ場になった。最大の問題になった。低線量被ばくと健康障害問題ですよ。ICRP の 1 ミリシーベルトについてさえ、しきい値がないんだから見直せと言っているわけなんです。絶対こんな事は我々は認めるわけにはいかないし、あなた方は国民の為にやっている。自民党さん、公明党さん、間違っていますよ。その根拠は、特に、今日、こういう交渉の場があって、沢山の人のからね、振津先生をはじめ、低線量被ばく、健康障害について、科学的根拠について、ご指導いただいたと。我々もその通りだと思った。という事で、自民党提言は認めるわけにはいかないと毅然とした立場に立ってもらいたい。

稲岡：環境省、頑張ってよ。

馬場：（？聞き取れず）さん、なんかニヤニヤしている。

内閣府：内閣府でございます。この中の一つひとつということではございますけど、まあ、政策変更することにあって、ま、特定の政党が何かを言ったからすると、ま、そういうことではございません。しっかり、皆様のご意見を含め、ま、あとは科学的知見とか含めて検討させていただきたいと思えます。最後に、1 ミリシーベルトの話は、本当に致し方ないとは思いますが、おそらく。自民党の意見はそれも読んではおります。読んででございますし、おそらく食品の基準のいわゆる 100 ベクレルというものに特化してのことではないかなと、私、見ている中では感じました。そこら辺をちょっと…

馬場：27 ページ。年間被ばくし…食品のこととは。

内閣府：ではございません。全体（？聞き取れず）の見直しの話、妥当性の話はおそらく、文章にかかっ

ている所は食品の基準の…。

司会：まあ、いずれにしろ、1 ミリシーベルト、なんか無くてもいいよみたいな、なくなっているから、それはやっぱり、法律にちゃんと担保されている公衆の被ばく線量ですから、最低限守らなければならないというものです。そういう認識はちゃんと持っていたかと思いますが。そういう意味で 1 ミリシーベルトを越えるような被ばくをさせられた福島の皆さん、周辺県の皆さんに対して、生涯に渡る健康保障をするというのは当然のことだと私は思うんですけど。

坂口：いいですか？

司会：はい、どうぞ。もう、そろそろ終わりたいので、言いたいことを…。

坂口：短く。葛尾村、福島県葛尾村の出身です。あの、去年の秋にですね、3 月 31 日に解除になったばかりの所を、去年秋、たまたま通って線量を測ったんですけども、その時に 0.7 マイクロシーベルトありました。ですから年間 1 ミリシーベルトという数字ですが、年間ミリシーベルトに換算すれば、6 ミリ…になります。そこが 3 月 31 日に解除されているんですね。解除されたその周辺を、まだ解除されていないところを自由に出入りできて、子どもも帰ってきたい、みたいなことも、これどうなんだろうって。

まとめ(前半)：

司会：という事で、あのちょっとまとめたいと思えます。すみません、長くなりまして、申し訳ないです。

一つは厚労省さん、宿題として、減免措置の法律と関係ないところでのというような返答になってしまっているの、そこはしっかりもう一回考え直してご回答いただきたい。今日の回答は撤回するという事ですね、考え直すという事です。

で、二番目については環境省さんだけを追及するつもりでは、本当はないんですけども、ただやはり厚労省とも、原爆対策課とも連携して今後どういうふうに福島の皆さんの健康を守れるかという事を、ちゃんと厚労省さんも交えて考えていただきたいというふうに思います。

で、INWORKS の事については、引き続きまたお伺いしますので、すみませんけどまた…という事で、また（やり取り）していただきたいです。で、あんまりちょっと詰められなかったんですけども労災の関係も引き続きやることがあるかと思います。

質問 3:INWORKS の検討について～労災補償

建部：ちょっと。結論をね、検討会の資料に結論を書いて配布した事は、疑いを持たれてはいけないから、今後、直したいというふうに仰いましたね。だから、それはみんなが見たら分るわけですよ。そう思いますよ。だからこういう検討会は無効だと思いますよ、私はね。だから、今後、他の人とも相談しますけども、やり直してほしいと思います。例えばタバコの事を、委員の人と言ってますけども、タバコの事もそれなりの方法で関係がないという事を、一応限界はあるけども、可能な範囲で確かめられているわけですよ。そういった事をちゃんと資料として出すんだったら初めに書いて出せばいいわけですよ。そしたら議論も進わけですよ。議論の円滑のためじゃないですよ。結論を出してもらうための資料をあなたは作って出したんですよ。だから私はこれは絶対やり直すべきだと思っていますので、だから改めて要求しますから。よろしくお願いします。

司会：あ、何か言いたいことありますか。

厚労省・労災：すみません、回答させていただいたとおり、結論を誘導するために記載したものではないという事は、改めて回答、ただ、今後、すいません、当初の回答の重複になるんですけども、検討会委員に効率的にご議論を戴くために論点整理を行ったもので、結論を誘導するというために記載したものではないという事を改めて回答いたしまして、いずれにしても誤解を招かないように、今後は記載方法について注意したいという事で回答させていただきます。

建部：誤解と違う…

まとめ(続き,後半):

司会：まあ、いろいろあるみたいですけど、とりあえず、そういう事で引き続きやり取りをしていって。宿題の事と、後、何べんも言われていますけども、

福島に来て実情を見に来て欲しい。しょっちゅう行っている方なら連絡をとってみて下さい、佐藤さんとか馬場さんとか。福島に行かれて、そのうえで施策を考えて欲しい。そういう意味で、公聴会というと仰々しいかも知れないけども、住民に直接話を聞くそういう場ですね、そういう場を、市町村が設定した所にお邪魔するだけじゃなくてやはり皆さんが本気を出して住民の方の意見を聞こうという事で積極的に動いていただきたい。そういう意味でここは宿題にさせて下さい。「お話は承りました」と言っていたのだと思うので、そのうえで、今後どういうアプローチをされるか、また福島議員を通じて、お知らせいただけたらと思います。これは、厚労省、復興庁、環境省、三者とも考えていただきたいと思っています。

私たちとしては、本当にこんなに時間が伸びて申し訳なかったですけども、でもこの時間帯だけでは収まらない、たった5項目だけでもこういう事ですよ。だから今後も引き続き参りますので、きっちり、「官僚の皆さん頑張れ」と言う声が今日ありましたけども、本当に頑張っていたきたい。私たちと一緒に寄り添っていただけるのだったら本当の意味で寄り添っていただきたい。寄り添うって、あまりいい言葉ではないですよ。国の責任でこんな事になったのだから、ちゃんと責任を取れというのが、私たち思っているんですけども、まあ、そういう事も含めてしっかり議論をしていただきたいと思います。まだまだ言いたい事も、おありだと思いますけども、時間を延長して、司会の不手際もありまして長くなってしまいましたけども、省庁の皆さん、どうもありがとうございました。皆さんも、どうもお疲れさまでした。(拍手)